

## 所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました。

- ① 対象：肺炎  
尿路感染症  
　　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ② ①の治療が必要になった入所者に対して、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する 7 日を限度として月 1 回算定します。
- ③ 診断・診断日・投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載します。
- ④ 算定開始年度の翌年度以降、前年度の治療実施状況を公表します。

### 平成 27 年度 所定疾患施設療養費の実施状況について

#### 平成 28 年 1 月

病名	人数	検査	治療内容
尿路感染症	5	検尿 採血	キサフロール錠 200mg 生理食塩水 100ml + セファゾリン 1g

#### 平成 28 年 2 月

病名	人数	検査	治療内容
尿路感染症	8	臨床診断 検尿	キサフロール錠 200mg